

「（仮称）名勝洗足池公園保存活用計画(案)」に対する
大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

提出されたご意見の要旨とそれに対する区の考え方

NO	分野	要旨	ご意見に対する区の考え方
1	全般	地域を限定した既存施設の「保存活用」を目的とする計画の作成を評価する。また、行政・民間・区民協働による価値創造事業としてPDCAサイクル（循環の体系図）を回し、持続可能な仕組みとなる先進事例としてほしい。	本計画は、文化財の指定を受けた名勝洗足池公園を保存・活用するための方針等を定めるものです。本計画の実施にあたっては、持続可能な仕組みとなるよう努めます。
2	全般	区の事業推進体制や役割分担（所管課等）が明確になっているか。また、計画を主導する部署の利益優先で進めることなく、成果を地域住民が享受できるような仕組みを希望する。	本計画の計画推進体制や役割分担について、区の所管課は明確となっています。また、本計画による成果を地域住民が享受できるよう努めます。
3	全般	自然環境保全の部署や団体、地域のまちづくり組織などと連携をすべきであり、関係部署、団体、民間、個人が相互につながる仕組みが重要である。	いただいたご意見のとおり、関連する部署や団体、民間、個人と連携し相互につながる仕組みとなるよう努めます。
4	全般	イベント等の活用や公園の回遊性を高める仕組みをつくり、利用度が低いエリアも含め、公園全体の利用度・魅力度を高めて欲しい。	今後の公園づくりは、文化財としての保存活用を前提として、多くの方が利用できるように、公園全体の魅力アップや利便性の向上に取り組みます。
5	全般	洗足池公園は、洗足池駅周辺のまちづくり（交通アクセスなどの基盤整備、公共施設の複合化、商業施設の整備等）との広域連携を意識する必要がある。特に公園内に地域活動者向けの拠点が必要である。	文化財としての保存活用を前提として、洗足池駅周辺のまちづくりの動きを注視し、地域活動の拠点となるような公園づくりに努めます。
6	第2章 名勝指定の概要	2.1 指定の内容 関東大震災や太平洋戦争後、急速に都市化（宅地化）が進んだこの地域で、池の埋立がわすかであったことを評価する。名勝洗足池公園の価値が記載されているが、名勝指定区域の約50パーセントを占める「池」についての記述が弱く感じる。	ご意見の箇所は、東京都文化財指定説明書の記載を引用しているため、追記・変更はできません。洗足池に関する詳細情報については、策定委員会に諮り、必要事項を資料編へ記載します。
7	第2章 名勝指定の概要	2.1 指定の内容 名勝指定の概要に記述されている「名勝洗足池公園の沿革」の記述内容は、今後様々な場で転用される可能性がある。特に「中原街道」「洗足の土地の由来」「住宅開発について」の3点の記載部分は誤解のないように記載していただきたい。 ※上記、3点について詳細の意見あり	ご意見の箇所は、東京都文化財指定説明書の記載を引用しているため、追記・変更はできません。ご意見にある3点の記述については、策定委員会に諮り、必要事項を資料編へ記載します。
8	第6章 大綱・基本方針	6.1 大綱、6.2 基本方針 本計画の大綱、基本方針を可視化するランドデザインを区民に示して頂きたい。大名、名刹の庭園のように観賞する景色ではなく、人に寄り添う樹木や水辺、自然、歴史の名勝公園を願望する。	本計画が名勝洗足池公園のランドデザインと考えており、よりわかりやすく伝えられるように努めます。なお、景観等については、大綱や基本方針で示した内容に沿って実施します。
9	第7章 保存（保存管理）	7.2 保存（保存管理）の方法 (4) 指定地外の諸要素の保存・管理 区が新たに用地を取得した勝海舟記念館の隣接地は元は梅林であったところなので令和にふさわしい梅林を再現したらどうか。また、隣接する大森第六中学校は、かつて勝海舟の別邸洗足軒があった場所なので、校舎改築の折などには洗足軒の歴史を意識させる建築とすることも一考である。短期的には勝海舟記念館に続く石畳に隣接する外周部の景観を整えてみたらどうか。 (5) 追加指定に向けた取組 千束八幡神社や星頂山妙福寺は名勝洗足池公園を形成する施設であり風景なので、公園との隣接部分の整備や樹木管理、イベントへの支援等により一体性を強固にしていけるべきである。	(4) 指定地外の諸要素の保存・管理 勝海舟記念館の隣接地は、勝海舟に由来のある植栽を配した記念館の庭園として、今年度（令和2年度）整備しています。また、中原街道から勝海舟記念館につながる石畳は、大森第六中学校から敷地の一部を提供していただき整備しました。今後も引き続き、名勝洗足池公園の保存活用に向けて学校と連携して取り組む考えです。 (5) 追加指定に向けた取組 指定名勝範囲には、社寺の一部も含まれ、社寺関係者と連携して計画を策定しており、一体的な保存・活用が必要と認識しています。支援等については、計画推進時の参考とさせていただきます。

「（仮称）名勝洗足池公園保存活用計画(案)」に対する
大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

提出されたご意見の要旨とそれに対する区の考え方

NO	分野	要旨	ご意見に対する区の考え方
10	第7章 保存（保存管理）	7.2 保存（保存管理）の方法（6）公有地化の検討 「都市計画公園の優先整備区域（社寺を除く）について公有地化を進める。」について、公有地化する理由等を明記することを希望する。	記載内容について、以下のように修正します。 修正前 （6）公有地化の検討 都市計画区域の優先整備区域（社寺を除く）について公有地化を進める。 修正後 （6）都市計画公園の整備事業 名勝指定区域に隣接する都市計画公園優先整備区域の事業化に努める。
11	第9章 整備	9.2 整備の方法 洗足池公園のこども広場について、公園の利用実態に沿った整備（バスケットゴール、サッカーゴール等）を希望する。また、利用体制によっては、管理者の配置についても検討してほしい。	本計画は、文化財の指定を受けた名勝洗足池公園を保存・活用するための方針等を定めるものです。公園利用や利用体制につきましては、当面現状の公園管理内で対応します。
12	第9章 整備	9.2 整備の方法 保存活用計画が進むことで、公園利用者や迷惑駐車車の増加、風致景観への影響が懸念される。そのため、駐輪場や駐車場の整備について、本計画への記載を希望する。	本計画は、文化財の指定を受けた名勝洗足池公園を保存・活用するための方針等を定めるものです。公園内の駐輪場、駐車場は現段階で想定していません。
13	第9章 整備	9.2 整備の方法 洗足池の水収支を確認し、自然浄化や浄化装置の能力等、水循環の視点で記載を充実してほしい。また、洗足池（大池）と小池との関連性や開発に伴う地下水への影響も含めた持続可能な水循環づくりの検討が必要である。	洗足池の水環境改善等の具体的な手法等については、本計画に基づき、今後、公園整備計画にて検討していきます。なお、水環境の現状や課題、改善手法案等については、本計画の資料編に記載します。
14	第8章 活用	8.1 活用の方向性 洗足池公園は自然や文化があり、子どもの教育、社会教育、生涯学習として多様な学びの場を有する。このような環境と公園利用者とはコーディネートしていけるような住民活動は、公園の維持管理への参加にもつながるため、公園活動ボランティア育成や公園内でのサークル運動の認証に取り組んでもらいたい。	本計画は、文化財の指定を受けた名勝洗足池公園を保存・活用するための方針等を定めるものです。 ご意見は、今後具体的な公園の管理運営・体制づくりを進めていくうえで、参考とさせていただきます。
15	第10章 運営・体制	10.2 運営・体制の方法 名勝洗足池公園の管理運営に民間ノウハウの活用とあるが、洗足池公園での行催事についても企画・運営等で民間との協働が必要と思われる。そのためにも、洗足池図書館や勝海舟記念館等の近隣施設と連携した管理拠点（管理・運営や飲食等）は必須である。	本計画は、文化財の指定を受けた名勝洗足池公園を保存・活用するための方針等を定めるものです。 ご意見は、今後具体的な公園の管理運営・体制づくりを進めていくうえで、参考とさせていただきます。
16	第10章 運営・体制	10.2 運営・体制の方法 （仮称）名勝洗足池公園保存・活用連絡協議会について、区における地域の窓口は特別出張所のようなが、洗足池公園を思う区民の一人が参画する手立てはあるのか。また、大田区民の参加による本計画の進め方や公園の将来像を住民に説明する場、ボランティアを組織し活用する方法も検討願います。	（仮称）名勝洗足池公園保存・活用連絡協議会の構成は、本計画の第10章「協議会イメージ図」を想定しています。具体的な協議会の運営体制や区民参加の手法などについては、今後本計画に基づき検討していきます。
17	第11章 施策の実施計画 の策定・実施	P.25（2）活用のための施策【社会教育】 「名勝の利用促進を図るため、歴史散策や自然観察会等を実施する。」について、歴史散策や自然観察会は、行政主導のものだけでなく、区民活動が主体のものも多々ある。「実施する」という行政主導の言葉ではなく、促進や環境整備といった言葉を提案する。	区民活動や区民との協働を主とした表現に改めます。
18	その他	洗足池公園周辺区道への迷惑駐車について、警察と連携した対策や監視及び注意喚起を強化する案等、本計画への記載を希望する。	ご意見の内容については、日常の維持管理の課題として対応させていただきます。
19	その他	洗足池公園で動物への餌やりについて、現状の看板による注意喚起だけでなく、必要に応じて見回りや指定の餌を販売するなどの案を検討してほしい。公園利用者のマナー向上のための案について、本計画への記載を希望する。	ご意見の内容については、日常の維持管理の課題として対応させていただきます。